

2017年5月

教職員 各位

学校法人梅村学園

総長・理事長 梅村清英

「海外旅行届」の提出について

昨今、渡航先によってはテロや災害のリスクが高く、万一に備えての連絡先を確認するため、校務出張や研究出張はもとより、私用で海外へ行く場合であっても「海外旅行届」の提出を義務付けています。

「海外旅行届」の提出については、以前よりお願いしていましたが、届け出を徹底するため、2015年7月27日及び2016年7月20日の事務連絡で、また2009年9月以降に採用された方については、採用時の説明の中でも、私用で海外へ行く場合であっても「海外旅行届」の提出をしていただくよう、繰り返しお伝えしてまいりました。

にもかかわらず、このたびある大学教員が、何ら届け出ることなく、しかも外務省が指定する渡航自粛国・地域（例：北朝鮮、イラク国境地帯、バングラデシュ）に、渡航していたことが判明しました。

これらの国や地域への渡航については、前記2016年7月20日の事務連絡で、慎重かつ適切な判断をお願いしているところでもあります。海外渡航時に事件や事故に巻き込まれ帰国できなくなった場合には、授業等の大学運営に多大な支障をきたすことになります。

安全確認及び本学園のリスクマネジメントのため、私用で海外に行く場合であっても、必ず外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録と「海外旅行届」を提出してください。

■外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

■海外旅行届（提出先：人事部長）

（CoCoA 文書共有/04_文書様式/04_人事/01_教員向け文書/S-H14_海外旅行届 1.2.docx）

（CoCoA 文書共有/04_文書様式/04_人事/02_職員向け文書/S-H14_海外旅行届 1.2.docx）